

緊 急 要 望

指定都市議会の区常任委員会を必置とすることについては慎重に 検討されたい

今回の地方自治法の改正では、指定都市制度の見直しとして、区の役割の拡充が行われ、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとすること、議会に区常任委員会を置くこととすること等を規定することとしている。

区の役割を拡充し、都市内分権を充実させることが重要であることは認識しているところであるが、指定都市にはそれぞれ異なった沿革があり、各都市における区の規模、位置づけ、組織体制などが多様である。

区に係る議会のあり方については、各指定都市議会の主体的な判断を尊重した制度とすべきである。

平成26年2月6日

全国市議会議長会

指定都市協議会

会 長 太 田 康 隆

(浜松市議会議長)